令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省　都市局　まちづくり推進課）

<table>
<tr><td>項　目　名</td><td colspan="3">脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">法人税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">【制度の概要及び要望の内容】
民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 62 号）第４条第１項第１号に規定する共同参加業務（予算上は共同型都市再構築業務）によって民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が得る収益は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第５条によって収益事業の対象外とされている。
都市緑地法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 40 号）による改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の特例規定（第 71 条の２）に基づき、都市の脱炭素化に資する設備の整備費用を支援対象に追加して行う共同参加業務について、民都機構の収益事業の範囲から除外する。

【関係条文】
法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第２条第１項第 13 号
法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第５条第１項第２号ホ・第５号ト</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）
（改正増減収額）</td><td>▲3.3 百万円
（　　—百万円）
（　　—百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
気候変動への対応等が課題となっている中、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の脱炭素化を図る。

⑵　施策の必要性
経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和５年６月 16 日閣議決定）や国土形成計画（全国計画）（令和５年７月 28 日閣議決定）にも掲げられているとおり、地球的、国家的規模の課題である気候変動対策等の社会的要請に対応し、都市の脱炭素化を促進するためには、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援を強化する必要がある。
このため、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 40 号）において、都市の脱炭素化の促進に資する都市開発事業を認定する「脱炭素都市再生整備事業の大臣認定制度」が創設され、当該大臣認定を受けた事業に対しては、民都機構から共同参加業務による支援が可能となり、当該共同参加業務の支援限度額の算定対象に、従来の公共施設等の整備に要する費用に加え、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用を追加する拡充を実施することとしている。拡充後の共同参加業務についても、従来の共同参加業務と同様に収益を目的としておらず、業務の公益性も高いため、低利な資金供給が確保されるよう、今回拡充される範囲についても、従来と同様に民都機構の収益事業の範囲から除外する措置を講ずる必要がある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="4">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>＜政府方針＞
【経済財政運営と改革の基本方針 2024】（令和６年６月 21 日閣議決定）
第２章　社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現　～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～
３．投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
（２）GX・エネルギー安全保障
・まちづくりＧＸを含むインフラ、カーボンニュートラルポート、建築物 52 に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野の脱炭素化を進める。

【経済財政運営と改革の基本方針 2023】（令和５年６月 16 日閣議決定）
第２章新しい資本主義の加速
２．投資の拡大と経済社会改革の実行
（２）グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）
・まちづくりＧＸを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等を加速する。

【国土形成計画（全国計画）】（令和５年７月 28 日閣議決定）
第７章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策
（温室効果ガス排出量の削減）
・カーボンニュートラルに向けた都市・地域づくりを推進していくため、コンパクト＋ネットワークの推進や「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり等と併せて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を推進

＜国土交通省の政策体系＞
政策目標３　地球環境の保全
施策目標９　地球温暖化防止等の環境の保全を行う
参考指標 23　都市緑化等による温室効果ガス吸収量</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>都市緑化等による温室効果ガス吸収量
約 124 万 t—CO2/年（平成 30 年度）
⇒約 124 万 t—CO2/年（令和 12 年度）</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>恒久措置</td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策目標の達成状況</td><td>—</td></tr>
</table>

	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み 令和７年度以降　１件（民間都市開発推進機構への適用） ※本拡充による適用案件数は、 令和７年度：１件、令和８年度：１件の見込み
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を拡充することにより、脱炭素都市再生整備事業に対し民都機構の共同参加業務による低利な支援が可能となり、都市の脱炭素化の促進を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても、脱炭素都市再生整備事業を促進するための民都機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充（法人住民税、事業税、事業所税）を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	共同参加業務によって民都機構が得る収益は、民都機構設立時より法人税法施行令第５条によって収益事業の対象外とされている。 今般の法改正により支援限度額が拡充される範囲についてもこれまでと同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒れリスク等への耐力が失われることから、結果として同機構の支援利率引上げにつながり、低利な支援を実施するという同機構の本来の意義が損なわれるおそれがある。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>これまで民都機構が行う参加業務(85 件)、共同参加業務(23 件)に関して収益事業から除外する措置が講じられた。

<table>
<tr><th>年度</th><th>適用案件（件）※</th><th>適用額（百万円）</th><th>法人税減収額（百万円）</th></tr>
<tr><td>令和３年度</td><td>24</td><td>164</td><td>38</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>26</td><td>94</td><td>22</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>28</td><td>109</td><td>25</td></tr>
</table>
※各年度末時点における適用案件（参加業務・共同参加業務）

出典：適用件数及び適用額は民都機構の実績値より、減収額は適用額に税率(23.2%)を乗じることで推計。</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>－</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</td><td>本特例措置により、民都機構の参加業務(85 件)、共同参加業務(23 件)を通じた低利な支援が可能となり、民間都市開発事業の推進に寄与してきた。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>－</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>新規</td></tr>
</table>

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省　都市局　まちづくり推進課）

項目名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
税目	法人税
要望の内容	【制度の概要及び要望の内容】 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「関西学研法」という。）に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については、普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度の２年間延長（令和９年３月 31 日まで）を要望する。 研究所用施設の資金額（４億円以上） ・建物及び附属設備　特別償却率　６/100 ・機械及び装置（取得価格 400 万円以上）　特別償却率　12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定 【関係条文】 ・関西学研法　第 10 条 ・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）　第 44 条 ・同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）　第 28 条の４

平年度の減収見込額	ー　百万円
（制度自体の減収額）	（　ー　百万円）
（改正増減収額）	（　ー　百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 学研都市の建設は、関西学研法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して　取り組んでいるところである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。 本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図る。 ⑵　施策の必要性 関西学研法第 10 条において、関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている他、「第三次国土形成計画（全国計画）」（令和５年７月閣議決定）では、学研都市の目指す研究開発及び成果の事業化を図る分野について、前回計画（平成 28 年８月閣議決定）から、情報通信、バイオ、食関連等の分野について新たに追記し、その集積について、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用することを位置付けている。 加えて、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月閣議決定）においても、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、学研都市が明記されているところである。 以上のとおり、国家プロジェクトである本都市の「文化学術研究施設」は、文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、ニーズとシーズの融合がなされ、研究開発の進展や研究成果を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。 この点、近年、整備済みクラスターへの研究施設の立地が着実に進んでいることを踏まえ、学研都市全体での十分な集積メリットの発揮に向けて、京都府域（南田辺・狛田地区等）、奈良県域（高山地区）の未整備クラスターにおいて開発や事業化が進められているなど、引き続き学研都市への企業の新規立地は中期的に計画されており、これら新たな造成地への企業立地を促進するためにも、本税制によるインセンティブは必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【関西学研法】 第10条（税制上の措置） ・国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。 【関西学研法に基づく基本方針】（昭和62年９月決定） 第１章　都市建設の目標 ２．都市の機能 （１）文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。 ＜政府方針＞ 【国土形成計画（全国計画）】（令和５年７月28日閣議決定） 第２章 産業に関する基本的な施策 第１節 GX・DX を始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成 （知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化） 　最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、（中略）を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。 【第６期科学技術・イノベーション基本計画】 （令和３年３月閣議決定） 第２章　Society5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 １．国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革 （４）価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 　企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成などを進めてきている。 ＜国土交通省の政策体系＞ 政策目標７　　都市再生・地域再生の推進 施策目標25　　都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	学研都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し、集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 　最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。

		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	令和８年度までの目標については、施設整備率を概ね 58%とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	施設整備率については、令和６年４月時点において都市全体で 55.5%となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用が見込まれる企業は、令和７年度に３社、令和８年度に３社ある。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれることに加え、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出・育成等の効果が期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	本特例措置により立地を促進している「文化学術研究施設」は、国家プロジェクトである本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設である。その集積により、研究開発の進展、新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった高い公益性を持つ効果が得られるものであり、国として集積・整備を推進する必要がある。 しかしながら、研究施設は一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段として的確である。 また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。
　適用対象については、投資資金額が４億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td colspan="2">租税特別措置の適用実績</td><td>過去の適用実績
<table><tr><th></th><th>適用件数
（件）</th><th>適用額
（百万円）</th><th>減収額
（百万円）</th></tr><tr><td>令和２年度</td><td>１（１）</td><td>20.1(20.1)</td><td>4.7(4.7)</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>１（１）</td><td>4.8(104.9)</td><td>1.1(24.3)</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>０（３）</td><td>０(65.0)</td><td>０(15.1)</td></tr></table>【出典】：適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より記載。
減収額は、適用額×法人税率（0.232）により算出。
※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のとおりである。

（前回要望との乖離の理由）
　前回要望時に示していた企業は、決算時期により適用の時期がずれてしまったことや、当初想定より決算が悪化したことによる経営判断から本税制を適用できなかったため。</td></tr>
<tr><td></td><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>① 租税特別措置法の条項：
第 44 条
② 適用件数：
令和２年度：１件
令和３年度：１件
令和４年度：０件
③ 適用額：
令和２年度：20.1 百万円
令和３年度：4.8 百万円
令和４年度：０円</td></tr>
<tr><td></td><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>　本特例措置は初期負担の軽減が図られることから、高額な研究開発設備等の設置が必要とされる研究施設の立地にあたっては、事業者の投資促進という面で極めて有効に機能している。
　また、本特例措置を活用した企業はこれまで延べ 45 社あり、こうした企業からは令和６年度に実施したヒアリングにおいて、「立地に際して大きな判断材料になった」といった意見をもらっているほか、今後立地しようとしている企業からも同様に「本特例措置において、初年度のキャッシュフローが良くなるのは立地において大きな判断材料」といったコメントをもらっているため、立地誘導に相当の効果があると評価できることから、達成目標の実現に寄与しているといえる。</td></tr>
</table>

	前回要望時の達成目標	本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標としていた。 政策評価における参考指標として、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標（令和７年度末で 165 施設、延長期間の令和６年度末までに 162 施設）としていた。 併せて、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね 60%以上とすることを目標としていた。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和６年４月１日時点の立地施設数は、当初予定の 162 施設に比べ、157 施設である。また、令和６年４月１日時点の施設整備率は 55.5%である。前回の推計値と乖離している原因は、当初立地を予定していた施設は予定通り立地したものの、当初見込んでいなかった施設の閉所による立地施設数及び整備面積の減少が発生したこと等が考えられる。
これまでの要望経緯		昭和 62 年新規 ・特別償却率 （文化学術研究施設）　建物及び附属設備　15/100 機械及び装置　30/100 （文化学術研究交流施設）　建物及び附属設備　15/100 ・適用期限　建設計画承認の日から平成元年３月 31 日迄 平成元年　適用期限２年延長 平成３年　適用期限２年延長 平成５年　適用期限２年延長 平成６年　文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除　建物及び附属設備　13/100 機械及び装置　28/100 平成７年　適用期限２年延長 平成９年　適用期限２年延長　建物及び附属設備　13/100 機械及び装置　26/100 平成 11 年　適用期限２年延長　資金額要件の緩和 （５億円以上→２億円以上） 面積要件の撤廃 （3,000 ㎡→撤廃） 平成 13 年　適用期限２年延長　建物及び附属設備　13/100 機械及び装置　25/100 平成 15 年　適用期限２年延長　建物及び附属設備　13/100 機械及び装置　24/100 平成 17 年　適用期限２年延長　建物及び附属設備　12/100 機械及び装置　24/100

	平成 19 年	適用期限２年延長　建物及び附属設備　10/100 機械及び装置　20/100
	平成 21 年	適用期限２年延長　建物及び附属設備　８/100 機械及び装置　16/100
	平成 23 年	適用期限２年延長　建物及び附属設備　６/100 機械及び装置　12/100
	平成 25 年	適用期限２年延長　建物及び附属設備　６/100 機械及び装置　12/100
	平成 27 年	適用期限２年延長　建物及び附属設備　６/100 機械及び装置　12/100 ※対象資産を新設または増設したものに限定。
	平成 29 年	適用期限２年延長　資金額要件の引上げ （建物及び附属設備　２億円以上→３億円以上）
	平成 31 年	適用期限２年延長　資金額要件の引上げ （機械及び装置　240 万円以上→400 万円以上）
	令和３年	適用期限２年延長　資金額要件の引上げ （建物及び附属設備　３億円以上→3.5 億円以上）
	令和５年	適用期限２年延長　資金額要件の引上げ （建物及び附属設備　3.5 億円以上→４億円以上）

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当））

項目名	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設
税目	法人税、消費税

要望の内容

【制度の概要】

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替円滑化法」という。）は、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）に基づく建替え決議（同法第 62 条）がなされた後の事業法と位置付けられており、マンションの建替え等を円滑化する観点から、具体的な手続や事業の施行者である組合に係る税制上の特例等が規定されている。

今後の老朽化マンション等の急増に対応するため区分所有法において、区分所有建物の再生等の円滑化を図る方策として、一棟リノベーションをはじめ、建替えによらない新たな決議の創設が検討されていることから、マンション建替円滑化法において、それらの決議に対応する事業手続（組合設立等）の創設を検討している（区分所有法及びマンション建替円滑化法について、改正を検討中）。

老朽化マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、新たな事業手続を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、従来の建替組合と同様の費用負担軽減が必要であることから、下記事項を要望する。

【要望の内容】

（法人税）

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業（詳細は次ページ）について、事業実施のために設立される組合に係る収益事業以外の所得に係る法人税を非課税とする。

（消費税）

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業（詳細は次ページ）について、事業実施のために設立される組合に係る消費税について、以下の特例措置を講ずる。

①資産の譲渡等の時期の特例
②仕入税額控除の特例
③申告期限の特例

【関係条文】

（法人税）法人税法第２条、第６条
（消費税）消費税法第 60 条第３項、第４項、第８項

平年度の減収見込額	＋1.1 百万円
（制度自体の減収額）	（　－　百万円）
（改正増減収額）	（　－　百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 　今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、区分所有法において、区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みが検討されている。これらの仕組みに対応して、マンション建替円滑化法に新設することとしている事業手続の活用により、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンション等への再生を円滑化するほか、耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。 ⑵　施策の必要性 　現在のマンションストック総数は約 704 万戸であり、そのうち築 40 年以上を超えるマンションが約 137 万戸（いずれも令和５年末時点）存在し、今後も急増が見込まれており、国民の生命保護の観点から、老朽化マンションの再生等が喫緊の課題となっている。 　マンションの建替えについては、平成 14 年のマンション建替円滑化法の施行により、マンション建替組合の設立や権利変換手続による建替え手法等が位置付けられ、平成 26 年の同法改正により、耐震性が不足する要除却認定マンションを対象にしたマンション敷地売却制度及び容積率緩和制度が導入された。 　これに加えて、令和２年の同法改正（令和４年４月全面施行）により、マンション敷地売却制度及び容積率緩和制度の対象となるマンションに、外壁等剥落により危害を生ずるおそれがあるもの等を追加するとともに、団地型マンションにおける敷地分割制度を創設するなど、老朽化マンション等のストックの解消の促進を図っている。 　このような状況の中で、法制審議会から区分所有法制の見直しに関する要綱が答申されたことを受けて、区分所有法改正の検討が進められているところ。区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みとして、①建物取壊し敷地売却、②建物取壊し、③再建、④敷地売却、⑤建物更新（一棟リノベーション）、⑥一括建替え等の創設が検討されている。今後想定される区分所有法の改正を踏まえて、マンション建替円滑化法では、これらの仕組みに対応した事業手続（①マンション取壊し敷地売却事業、②マンション取壊し事業、③マンション再建事業、④敷地売却事業、⑤マンション更新（一棟リノベーション）事業、⑥一括建替え等事業）を定めることとしており、事業主体の法的安定性の確保や権利変換手続等による円滑な権利調整を実施するための事業組合の設立等に関する措置の創設を検討している。 　一方で、老朽化マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、新たな事業手続を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、従来の建替組合と同様の費用負担軽減が必要である。 ※マンション建替円滑化法において新設を検討する事業 ①マンション取壊し敷地売却事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物を取り壊した上で、敷地の売却を行う事業 ②マンション取壊し事業

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td>・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物の取壊しを行う事業
③マンション再建事業
・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建を行う事業
④敷地売却事業
・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地の売却を行う事業
⑤マンション更新（一棟リノベーション）事業
・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、共用部分の変更及び全ての専有部分の更新を行う事業
⑥一括建替え等事業
・区分所有建物の一部が滅失した場合に、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建及び建替えを行う事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="2">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>○「住生活基本計画(全国計画)」（令和３年３月 19 日閣議決定）における位置付け
目標２　頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
成果指標　耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
目標６　脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成

○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和６年６月 10 日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）における位置付け
５　所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用
（略）マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）等について、法制審議会の答申を踏まえ、所有者不明等の区分所有建物に特化した財産管理制度の創設、不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みの創設等の管理の円滑化を図る方策や、建替え要件の緩和、多数決による売却・取壊し等の新たな再生手法の創設等の再生の円滑化を図る方策、今後の災害に備えた被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策を盛り込んだ改正法案の速やかな国会提出を目指す。また、区分所有法等の改正の検討状況や「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」を踏まえつつ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）等についても、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、</td></tr>
</table>

			見直しの検討を進め、次期通常国会での法案提出を目指す。 ○経済財政運営と改革の基本方針(令和６年６月 21 日閣議決定)における位置付け 第３章　中長期的に持続可能な経済社会の実現 ３．主要分野ごとの基本方針と重要課題 （４）戦略的な社会資本整備 持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。 ○国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標　４　水害等災害による被害の軽減 施策目標　11　住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標　36　①住宅の耐震化率
		政策の達成目標	○耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年度）→おおむね解消（令和 12 年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	○耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年度）→おおむね解消（令和 12 年度）
		政策目標の達成状況	○耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年度）→おおむね解消（令和 12 年度）

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="2">有効性</td><td>要望の措置の適用見込み</td><td>適用見込み件数　（単位：事業件数）
<table><tr><td>年度</td><td>令和
７年度</td><td>令和
８年度</td><td>令和
９年度</td><td>令和
10 年度</td><td>令和
11 年度</td></tr><tr><td>適用
件数</td><td>－
※１</td><td>０
※２</td><td>０
※２</td><td>３</td><td>３</td></tr></table>国土交通省推計
※１．改正法の施行時期は、最短で令和８年秋頃（想定）になるため、令和７年度は適用件数が生じない見込み。
※２．平成 26 年改正法（マンション敷地売却制度の創設）の施行から２年後に、当該事業の組合設立認可が１件生じたことを参考に、①マンション取壊し敷地売却事業、②マンション取壊し事業及び⑤マンション更新事業については、令和７年改正法（新たな事業手続の創設）の施行から２年が経過する令和 10 年度以降に各事業案件（①、②及び⑤）が毎年度１件生じる見込み。また、③マンション再建事業、④敷地売却事業及び⑥一括建替え等事業については、マンションが災害等により滅失していることが前提であるため、平年度における適用件数を推計することは困難。</td></tr>
<tr><td>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</td><td>老朽化マンションの再生等の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠である。老朽化マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、新たな事業手続を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、従来の建替組合と同様の費用負担軽減が有効かつ必要である。
本特例措置により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、一棟リノベーションをはじめとする建替えに限らない新たな老朽化マンションの再生等が促進される。これにより、耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消に寄与する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">相当性</td><td>当該要望項目以外の税制上の措置</td><td>老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置（法人住民税、法人事業税、事業所税、地方消費税）の創設を要望。</td></tr>
<tr><td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td><td>―</td></tr>
<tr><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td>―</td></tr>
</table>

		要望の措置の妥当性	老朽化マンションの再生等を円滑に行うにあたっては、組合設立（法人格が与えられること）により、事業組合が主体となって事業推進を図ることが有効（各区分所有者が個別で売買契約や登記手続を行うことなく、組合が権利調整や各種契約行為の主体となり事業を円滑化）である。一方、事業組合を設立した場合は、当該組合に対して法人税等が課税されることになるため、追加の費用負担が発生することになる。この点、マンションの再生等を実施するためには、区分所有者間の合意形成が必要不可欠であるが、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、本特例が措置されない場合、区分所有者間の合意形成に支障が生ずるおそれがある。 本特例措置は、これまで取り組みが進みにくい状況にあった老朽化マンション等において、組合設立による事業実施を行うための区分所有者間の合意形成を促す上で、他の措置に比して的確かつ必要最小限であるため、本特例措置によることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			マンション建替円滑化法に基づく事業組合の特例に係る要望経緯は以下とおり。 ・平成 14 年度　創設（マンション建替事業） ・平成 26 年度　創設（マンション敷地売却事業） ・令和３年度　創設（敷地分割事業）

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当））

項目名	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の拡充
税目	法人税、消費税

要望の内容

【制度の概要】

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替円滑化法」という。）は、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）に基づく建替え決議（同法第 62 条）がなされた後の事業法と位置付けられており、マンションの建替え等を円滑化する観点から、具体的な手続や事業の施行者である組合に係る税制上の特例等が規定されている。

マンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業及び敷地分割事業について、事業実施のために設立される組合に対する税制上の特例措置として、下記事項を要望する。

【要望の内容】

（法人税）

マンション建替円滑化法におけるマンション敷地売却事業※1及び敷地分割事業※2の対象拡充後においても引き続き、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合について、収益事業以外の所得に係る法人税を非課税とする。

（消費税）

マンション建替円滑化法におけるマンション敷地売却事業及び敷地分割事業の対象拡充後においても引き続き、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合について、消費税に係る以下の特例措置を講ずる。

①資産の譲渡等の時期の特例
②仕入税額控除の特例
③申告期限の特例

※１. マンション敷地売却事業は、区分所有者及び議決権の一定の多数決により、マンション及びその敷地を一括して売却を行う事業のこと。

※２. 敷地分割事業は、団地において一部の棟の建替え・敷地売却を行うため、区分所有者及び議決権の一定の多数決により、敷地の分割を行う事業のこと。

【関係条文】

（法人税）法人税法第２条、第６条、マンション建替円滑化法第 139 条第１項、第 188 条１項
（消費税）消費税法第 60 条第３項、第４項、第８項、マンション建替円滑化法第 139 条第２項、第 188 条第２項

平年度の減収見込額	－ 百万円
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、マンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業及び敷地分割事業により、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンション等への再生を円滑化するほか、耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。 ⑵　施策の必要性 現在のマンションストック総数は約 704 万戸であり、そのうち築 40 年以上を超えるマンションが約 137 万戸（いずれも令和５年末時点）存在し、今後も急増が見込まれるところ、国民の生命保護の観点から、老朽化マンションの再生等が喫緊の課題となっている。 マンションの建替えについては、平成 14 年のマンション建替円滑化法の施行により、マンション建替組合の設立や権利変換手続による建替え手法等が位置付けられ、平成 26 年の同法改正により、耐震性が不足するマンションを対象にしたマンション敷地売却制度及び容積率緩和制度が導入された。 これに加えて、令和２年の同法改正（令和４年４月全面施行）により、マンション敷地売却制度及び容積率緩和制度の対象となるマンションに、外壁等剥落により危害を生ずるおそれがあるもの等を追加するとともに、団地型マンションにおける敷地分割制度を創設するなど、老朽化マンション等のストックの解消の促進を図っている。 このような状況の中で、老朽化マンションの再生等の更なる促進を図る観点から、法制審議会から区分所有法制の見直しに関する要綱が答申されたことを受けて、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）の改正について検討が進められているところ。 区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みとして、区分所有法において、通常のマンションも対象とする「建物敷地売却決議」の創設が検討されていることを踏まえ、現行のマンション敷地売却事業について、除却の必要性に係る認定（以下「要除却認定」という。）を経ることなく、当該事業を行うことができることとすることを検討している（区分所有法及びマンション建替円滑化法について、改正を検討中）。 また、「建物敷地売却決議」等について、地震に対する安全性が確保されていない等の要件を満たす建物は区分所有者等の４分の３※以上の賛成で決議できることが検討されていることを踏まえ、敷地分割事業について、要除却認定を受けた場合には、現行では５分の４以上の賛成を求めることとしているところ区分所有者等の４分の３以上の賛成で決議できることとすることを検討している（マンション建替円滑化法について、改正を検討中）。※被災区分所有法による場合は「３分の２」。 一方で、マンション敷地売却事業等の施行においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、マンション建替円滑化法に基づく事業手続を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、現行と同様の費用負担軽減が必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「住生活基本計画(全国計画)」(令和３年３月 19 日閣議決定)における位置付け 目標２　頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 成果指標　耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 目標６　脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和６年６月 10 日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）における位置付け ５　所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用 （略）マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）等について、法制審議会の答申を踏まえ、所有者不明等の区分所有建物に特化した財産管理制度の創設、不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みの創設等の管理の円滑化を図る方策や、建替え要件の緩和、多数決による売却・取壊し等の新たな再生手法の創設等の再生の円滑化を図る方策、今後の災害に備えた被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策を盛り込んだ改正法案の速やかな国会提出を目指す。また、区分所有法等の改正の検討状況や「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」を踏まえつつ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）等についても、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、見直しの検討を進め、次期通常国会での法案提出を目指す。 ○経済財政運営と改革の基本方針(令和６年６月 21 日閣議決定)における位置付け 第３章　中長期的に持続可能な経済社会の実現 ３．主要分野ごとの基本方針と重要課題 （４）戦略的な社会資本整備 持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td></td><td>○国土交通省政策評価体系上の位置付け
政策目標　４　水害等災害による被害の軽減
施策目標　11　住宅・市街地の防災性を向上する
業績指標　36　①住宅の耐震化率</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>○耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
13%（平成 30 年度）→おおむね解消（令和 12 年度）</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>恒久措置</td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td>○耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
13%（平成 30 年度）→おおむね解消（令和 12 年度）</td></tr>
<tr><td>政策目標の達成状況</td><td>○耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
13%（平成 30 年度）→おおむね解消（令和 12 年度）</td></tr>
<tr><td>有効性</td><td>要望の措置の適用見込み</td><td>適用見込み件数　（単位：事業件数）
<table>
<tr><th>適用件数</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度
（初年度）</th><th>令和９年度
（平年度）</th></tr>
<tr><td>マンション敷地売却事業
※１</td><td>３</td><td>３</td><td>４</td></tr>
<tr><td>敷地分割事業
※２</td><td>１</td><td>１</td><td>１</td></tr>
</table>
国土交通省推計
※１．令和７年度は、過去５年間の実績（平均）に基づき、事業件数３件（約 180 戸）を見込む。改正法の施行時期は、最短で令和８年秋頃（想定）になるため、令和８年度（初年度）についても施行前と同数を見込む。令和９年度（平年度）は、拡充の効果により、初年度から 1.25 倍に増加すると想定し、事業件数４件（約 230 戸）を見込む。
※２．令和７年度は、事業件数１件（約 400 戸注）を見込む。改正法の施行時期は、最短で令和８年秋頃（想定）になるため、令和８年度（初年度）についても施行前と同数を見込む。令和９年度（平年度）は、改正法の施行により拡充の効果が見込まれるものの、団地特有の事業推進の困難さ（多数の区分所有者等の存在や敷地分割後の敷地の活用方法に係る合意形成が必要）を勘案し、適用件数は拡充を行う前年と同数を見込む。
注：全国の団地型マンションにおける１団地当たりの平均戸数（400 戸）を採用。</td></tr>
</table>

		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	老朽化マンションの再生等の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠である。老朽化マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、現行と同様の費用負担軽減措置が有効かつ必要である。 本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業を活用した、老朽化マンションの再生等が促進される。これにより、耐震性不足のマンションストック解消の円滑化を通じて、耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	※マンション建替円滑化法に基づく事業に係る税制上の措置は以下のとおり（当該要望項目を除く） 【国税】 〔所得税〕 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（租税特別措置法第 31 条の２第１項、第２項 10 号、第 11 号） ・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第 33 条の３第６項、第７項、第８項） ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第 34 条の２第２項第 22 号、第 22 号の２） ・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入（所得税法第 44 条、同法施行令第 93 条） 〔法人税〕 ・土地等の譲渡がある場合の特別税率（租税特別措置法第 62 条の３第４項第 10 号、第 11 号） ・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第 65 条第１項第６号、第７号） ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第 65 条の４第１項第 22 号、第 22 号の２） 〔登録免許税〕 ・権利変換手続開始等の登記の免税措置（租税特別措置法第 76 条） 【地方税】 〔不動産取得税〕 ・マンション建替円滑化法における施行者又はマンション敷地売却組合が特定要除却認定マンション又はその敷地を取得す

			る場合の不動産取得税の非課税（地方税法附則第 10 条第５項） 〔事業税〕 ・法人の事業税の非課税所得等の範囲（地方税法第 72 条の５第１項第８号） ・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例【国税と連動】 ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除【国税と連動】 ・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入【国税と連動】 〔事業所税〕 ・事業所税の非課税の範囲（地方税法第 701 条の 34 第２項） 〔個人住民税・法人住民税〕 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（地方税法附則第 34 条の２第１項、第４項） ・区分所有者が組合に土地等を買い取られる場合の譲渡所得の特別控除【国税と連動】 ・組合の収益事業以外の所得係る非課税特例【国税と連動】 ・権利消滅期日に権利を失う者に対して支払われる補償金の総収入金額不算入の特例【国税と連動】
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―

<table>
<tr><td></td><td></td><td>要望の措置の妥当性</td><td>老朽化マンションの再生等を円滑に行うにあたっては、組合設立（法人格が与えられること）により、事業組合が主体となって事業推進を図ることが有効（各区分所有者が個別で売買契約や登記手続を行うことなく、組合が権利調整や各種契約行為の主体となり事業を円滑化）である。一方、事業組合を設立した場合は、当該組合に対して法人税等が課税されることになるため、追加の費用負担が発生することになる。この点、マンションの再生等を実施するためには、区分所有者間の合意形成が必要不可欠であるが、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、本特例が措置されない場合、区分所有者間の合意形成に支障が生ずるおそれがある。

本特例措置は、これまで取り組みが進みにくい状況にあった老朽化マンション等において、組合設立による事業実施を行うための区分所有者間の合意形成を促す上で、他の措置に比して的確かつ必要最小限であるため、本特例措置によることが妥当である。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>令和元年度～令和5年度のマンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業等の組合設立認可実績 14 件（約 918 戸）
上段：事業件数、下段：施行戸数
<table>
<tr><th></th><th>敷地売却事業</th><th>敷地分割事業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">令和元年度</td><td>2件</td><td rowspan="2">※</td></tr>
<tr><td>187 戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和2年度</td><td>4件</td><td rowspan="2">※</td></tr>
<tr><td>265 戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和3年度</td><td>2件</td><td rowspan="2">※</td></tr>
<tr><td>124 戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和4年度</td><td>1件</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>70 戸</td><td>0 戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和5年度</td><td>5件</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>272 戸</td><td>0 戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合　計</td><td>14 件</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>918 戸</td><td>0 戸</td></tr>
</table>
【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替事業等に係る施行状況調査結果（令和6年7月実施）
※敷地分割制度は、令和4年4月施行。</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
</table>

	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、マンション敷地売却事業により老朽化マンションの再生等が促進され※1、耐震性不足のマンションストック解消に寄与した（マンション敷地売却事業は、令和３年５件、令和４年１件の事業が完了。）。 なお、国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替事業等に係る施行状況調査結果（令和６年７月実施）に基づくと、マンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業について、現在、事業推進中（組合設立から事業完了前まで）の案件が10件程度あることを確認している。 また、現時点において、敷地分割事業（令和４年４月施行）の実績はないが、これは、当該事業は団地において多数の区分所有者等の存在や敷地分割後の敷地の活用方法（建替え・マンション敷地売却等）に係る合意形成や権利調整が必要になるためであると考えられ、現行のマンション建替事業※2と同様に、本特例措置の適用を受ける案件が生じるまでに一定の期間を要することが想定される。 ※１．特定要除却認定マンションは売却後買受人が除却を行う必要がある。 ※２．マンション建替事業では、マンションの管理組合等において建替えの検討開始からマンション建替組合の設立認可まで、平均で約５年を要している。
	前回要望時の達成目標	○住生活基本計画（平成28年３月18日閣議決定） 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。 ≪指標≫マンションの建替え等の件数（昭和50年からの累計） 約250件（平成26年度）→　約500件（令和７年度） ○大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ≪指標≫新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 82%（平成25年度）→　おおむね解消（令和７年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	政策目標の達成のためには、本特例措置を引き続き講じることで、老朽化マンション等のストックの解消を図り、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化するとともに、周辺の住環境や都市環境の向上を図ることが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。
これまでの要望経緯		マンション建替円滑化法に基づく事業組合の特例に係る要望経緯は以下のとおり。 ・平成14年度　創設（マンション建替事業） ・平成26年度　創設（マンション敷地売却事業） ・令和３年度　創設（敷地分割事業）

令 和 7 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省物流・自動車局総務課企画・電動化・自動運転参事官室）

<table>
<tr><td>項　目　名</td><td colspan="3">自動車関係諸税の課税のあり方の検討</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">自動車重量税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">自動車関係諸税については、令和６年度与党税制改正大綱の検討事項を踏まえ、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

【関係条文】
自動車重量税法第７条、同法施行令第４条、５条、同法施行規則第２条
租税特別措置法第 90 条の 11、第 90 条の 11 の２、第 90 条の 11 の３、第 90 条の 12
同法施行令第 51 条の 2、同法施行規則第 40 条の２、第 40 条の４

<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－　百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr></table></td></tr>
</table>

新設・拡充又は延長を必要とする理由	政策目的 「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境が大きく変化しており、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通へのニーズの高まりに加え、上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等がある中で、自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税の公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 ⑵ 施策の必要性 ① 自動車業界は CASE に代表される 100 年に１度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題である。 ② 令和６年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたところ。 ③ また、第２次交通政策基本計画（令和３年５月 28 日閣議決定）においては、「交通事業が独立採算制を前提とすることは、これまでにも増して困難となってくるとの認識に立ち、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方について、国・地方の厳しい財政状況も踏まえつつ、検討を行う。」とされたところ。 ④ さらに、第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）においては、戦略的・計画的な社会資本整備のための安定的・持続的な公共投資に関して、「これらの実施に必要な財源のあり方については、PPP/PFI 等の民間資金の活用を推進するとともに、受益者負担を求めうる分野については、社会経済状況の変化や脱炭素社会の実現に向けた取組、海外における利用者負担等に関する状況等を踏まえつつ、利用実態に即した適切な負担のあり方についての検討を進める。また、それ以外の分野についても、特に気候変動による災害リスクの増大への対応の必要性等を踏まえつつ、適切な負担のあり方についての検討を行う。」とされたところ。 ⑤ 上記を踏まえ、2050 年カーボンニュートラル、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域課題の深刻化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標３　　地球環境の保全 施策目標９　　地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標13　　新車販売に占める次世代自動車の割合
		政策の達成目標	① 自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。 ② 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を５～７割とすることを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	新車販売に占める次世代自動車の割合 平成20年度（エコカー減税導入前）： 3.0% 令和５年度（エコカー減税導入後）：57.2%
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	令和６年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされており、この方針の実現を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－

<table>
<tr><td></td><td></td><td>要望の措置の妥当性</td><td>令和６年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえ、その検討を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td colspan="2">租税特別措置の適用実績</td><td>〇自動車重量税のエコカー減税（財務省試算）
令和３年度　：約 510 億円
令和４年度　：約 400 億円
令和５年度　：約 500 億円</td></tr>
<tr><td colspan="2">租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成 21 年度の 11.0%から令和５年度には 57.2%に大幅に向上しているなど（約 46 ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。
加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、ひいては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前回要望時の達成目標</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">これまでの要望経緯</td><td>－</td></tr>
</table>

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）

<table>
<tr><td>項　目　名</td><td colspan="3">車検の受検可能期間の拡大に伴う所要の措置</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">自動車重量税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">車検の受検可能期間（以下単に「受検期間」という。）の拡大に伴い、租税特別措置法施行令等における「新車新規登録等から 13 年/18 年経過する自動車（以下「経年車」という。）」の経過年数の規定についても、道路運送車両法施行規則の改正に合わせ、付随的な改正を要望する。

【関係条文】
租税特別措置法第 90 条の 11 の２、第 90 条の 11 の３
租税特別措置法施行令第 51 条の３
租税特別措置法施行規則第 40 条の３

平年度の減収見込額　―　百万円
（制度自体の減収額）（　―　百万円）
（改正増減収額）（　―　百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
受検可能期間を拡大し、特に年度末（３月）に集中する車検需要の平準化を図ることで、自動車整備工場の車検関連業務の負担軽減及びユーザーの利便性向上を図る。

⑵　施策の必要性
現状、自動車の車検は、原則として車検証の有効期間の満了日の１か月前から受検することを可能としている。他方、昨今の自動車整備士の不足に伴い、一部の自動車整備工場において車検に対応できるキャパシティを超えた結果、指定の期間内に車検を受検できない自動車の使用者が生じている。
このため、自動車整備工場の働き方改革の推進及び自動車の使用者の利便性向上を図ることを目的として、受検期間を「２か月前から」とするための関係法令の改正を行った（令和６年６月 25 日公布・令和７年４月１日施行）。
一方で、租税特別措置法の体系下においては、経年車の自動車重量税に係る経過年数の考え方について、離島に使用の本拠の位置を有する自動車に関して特例的な規定を設けているところ、今般の道路運送車両法施行規則の改正により使用の本拠の位置に関わらず一律で車検証の有効期間の満了日の「２か月前から」受検することができるようになることを踏まえ、
・離島における経年車の特例的な規定を削除する　若しくは
・本土における経年車の考え方を離島における経年車の考え方に合わせる
のいずれかの付随的改正を行う必要がある。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	―
		政策の達成目標	―
		租税特別措置の適用又は延長期間	―
		同上の期間中の達成目標	―
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	―
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	―
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	―

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>―</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>―</td></tr>
</table>

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省　国土政策局　地域振興課　半島振興室）

項目名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	所得税、法人税

要望の内容

【要望】

半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第９条の２第１項及び第９項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（５年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）について、適用期限を２年間（令和９年３月 31 日まで）延長する。

【現行制度】

１．製造業・旅館業

（１）対象

①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等

（２）取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合

資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上

２．農林水産物等販売業・情報サービス業等

（１）対象

①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等

（２）取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合

【関係条文】

・半島振興法第９条の２、第 16 条

（所得税）

・租税特別措置法第 12 条第４項柱書及び表第２号

・租税特別措置法施行令第６条の３第 14 項第２号、第 15 項第２号、第 20 項、第 21 項及び第 24 項

・租税特別措置法施行規則第５条の 13 第７項、第８項及び第９項

（法人税）

・租税特別措置法第 45 条第３項柱書及び表第２号

・租税特別措置法施行令第 28 条の９第 15 項第２号、第 16 項第２号、第 21 項、第 22 項及び第 25 項

・租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第７項、第８項及び第９項

平年度の減収見込額	ー　百万円
（制度自体の減収額）	（▲200 百万円の内数）
（改正増減収額）	（ー　百万円）

<table>
<tr><td colspan="2">新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴　政策目的
半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資促進を図り、地域経済の活性化や雇用の確保を行い、人口流出の抑制を図る。

⑵　施策の必要性
半島地域においては、地理的条件不利性により事業活動への制約があり、人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、民間事業者による投資促進を通じて事業の継続又は拡大を図ることで、雇用の場の確保や人口流出の抑制、地域経済の活性化が必要である。
このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業は基幹産業である。また、三方を海に囲まれ山がちな半島地域においては、地域特有の条件不利性の克服のためにデジタル技術の活用が特に有用であり、ICT を活用した生活サービスの向上などの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、地域経済の活性化や雇用の確保の維持・拡大はもとより、半島地域課題解決に寄与することで人口流出抑制が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="2">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>【半島振興法】
第一条　この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

第六条　国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。
２　国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七条　国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。

第十六条　国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

【経済財政運営と改革の基本方針 2024】
第２章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
５．地方創生及び地域における社会課題への対応
（３）地方活性化及び交流の拡大</td></tr>
</table>

			（個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大） 　個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【政策体系図】 政策目標７　　都市再生・地域再生の推進 施策目標 25　都市再生・地域再生を推進する 業績指標 79　半島地域の総人口における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比
		政策の達成目標	（政策体系における政策目的に係る目標）【既設】 半島地域における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。（ただし、過去５ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超）（毎年度） （租税特別措置により達成しようとする目標）【新設】 測定指標　半島地域における事業所数（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等） 目標値　　事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	【既設分】 半島地域における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。（ただし、過去５ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超）（毎年度） 【新設分】 半島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。 　本税制の対象地域における事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ることを目標とする。 　（平成 28 年～令和３年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和８年の事業所数は2,469事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、今後５年間の増減率が直近５年間増減率を上回る目標値とする。）
		政策目標の達成状況	【既設分】 令和５年の半島地域における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比は、１.02 となっている。 ※コロナ禍による人口移動が著しく少ない期間含む
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和６年度 73 件 令和７年度 70 件 令和８年度 65 件 ※　令和６年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和７年度及び令和８年度分は令和６年度分の数値を基に算出した推計値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は半島にとっての基幹産業又は成長産業であり、半島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により事業者の設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化することで、半島地域の事業所数の維持・拡大（新設目標）に対して効果がある。 　例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和６年３月）においては、本特例措置が事業者の設備投資の結果、生産性を向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数確認できる。 　また、半島地域における事業所数の維持・拡大を大前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、既設目標の達成にも効果が見込まれる。具体的には、本特例措置を適用した設備投資を行った結果、新規雇用に至った事例が複数確認できる。

<table>
<tr><td rowspan="5">相当性</td><td>当該要望項目以外の税制上の措置</td><td>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
（減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税）
（関係法令）
・半島振興法第 17 条
・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</td></tr>
<tr><td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td><td>①　半島振興広域連携促進事業　　78百万円
②　都市・地域づくり推進調査費　　８百万円
（令和７年度概算要求額）</td></tr>
<tr><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td>①半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。
②半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。

上記①②のソフト施策に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。
また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。</td></tr>
<tr><td>要望の措置の妥当性</td><td>上記の予算上の措置が半島地域に係る一体的・広域的な取組を支援するものであるのに対し、本特例措置は民間事業者による設備投資を直接的に促進し、事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域における事業所数を維持・拡大するという新設目標を達成するための施策としての妥当性は高いと考えられる。
また、本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものに限定された措置であることから必要最小限度の措置である。
また、半島地域では、事業活動が制約されることから、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが求められ、本特例措置を存置する必要がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr>
<tr><td>令和３年度</td><td>195 件
（185 件）</td><td>2,201 百万円
（1,815 百万円）</td><td>511 百万円
（421 百万円）</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>151 件
（172 件）</td><td>1,979 百万円
（1,687 百万円）</td><td>459 百万円
（391 百万円）</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>88 件
（163 件）</td><td>801 百万円
（1,599 百万円）</td><td>186 百万円
（371 百万円）</td></tr>
</table>
【出典】
適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗</td></tr>
</table>

		算した。 ※括弧内は前回要望時の見込値 【令和５年度実績が前回要望時の見込値と乖離している理由】 前回要望時は過疎地域を含む見込値を算出していたが、令和５年度からは過疎地域を除くこととしたため。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却 ①　租税特別措置法の条項 租税特別措置法第 45 条 ②　適用件数 令和２年度：73 件 令和３年度：69 件 令和４年度：58 件 ③　適用総額 令和２年度：688 百万円 令和３年度：618 百万円 令和４年度：390 百万円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、半島における就業機会の維持・創出、ひいては社会減の抑制を図るために措置されたものである。具体的にも、本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域内外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらを踏まえれば、当該特例措置が、半島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。
	前回要望時の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。（ただし、過去５ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超）（毎年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和４年度の政策目標（半島地域における社会増減率過去５ヶ年平均との比）に係る指標値については、0.84 となっており、過去５ヶ年平均との比を 1.00 未満とするという政策目標を達成したようにもみえるものの、令和４年度の指標値の算出に当たっては、コロナ禍の影響を受けた数値が含まれている点を加味する必要がある。具体的には、コロナ禍においては、コロナ禍以前と比較して人口移動が著しく少ない期間であり、社会増減率の比を算出する根拠として適当ではなく、コロナ禍前の社会増減の傾向も考慮すべきと考えられる。この点、平成 26 年から令和元年までの社会増減率を使用して政策目標に係る指標値を計算すると、1.15（＝令和元年の社会増減率／ 平成 26 から 30 年までの社会増減率の５ヶ年平均）となることから、仮に、コロナ禍の影響がなく従前の社会増減の傾向が継続していたとすると政策目標の達成はできていなかったと考えられる。
これまでの要望経緯		昭和 61 年度　創設 （機械等 16/100　建物等 8/100　1,700 万円超） 昭和 63 年度　適用期限の２年延長 平成２年度　適用期限の２年延長 平成４年度　適用期間の２年延長 (1,900 万円超) 平成６年度　適用期間の１年延長 （機械等 14/100　建物等 7/100　2,100 万円超） 平成７年度　適用期限の２年延長 平成９年度　適用期限の２年延長 (2,300 万円超) 平成 10 年度　特別償却率引下げ （機械等 14/100→13/100） 平成 11 年度　適用期限の２年延長 （機械等 12/100　建物等　6/100） 平成 13 年度　適用期限の２年延長 （機械等 12/100→11/100）

	平成 15 年度	適用期限の２年延長 (2,500 万円超)
	平成 17 年度	適用期限の２年延長 (機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加 (過疎地域に類する地区：建物等 7/100)
	平成 19 年度	適用期限の２年延長 (旅館業：建物等 7/100→6/100　2,000 万円超)
	平成 21 年度	適用期間の２年延長
	平成 23 年度	適用期限の２年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
	平成 25 年度	割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ (2,000 万円超→500 万円以上)
	平成 27 年度	適用期限の２年延長
	平成 29 年度	適用期限の２年延長
	令和元年度	適用期限の２年延長
	令和３年度	適用期限の２年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする)
	令和５年度	適用期限の２年延長 (過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（　国土交通省　国土政策局　離島振興課　）

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	所得税、法人税

要望の内容

【要望】
離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法第４条第３項及び第４項の規定に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定められた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（５年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）の適用期限を２年間（令和９年３月 31 日まで）延長する。

【現行制度】
１．製造業・旅館業
（１）対象
①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等
②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等
（２）取得価額の下限値
一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合

資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超１億円以下	１億円超
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上

２．農林水産物等販売業・情報サービス業等
（１）対象
①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等
②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等
（２）取得価額の下限値
一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合

【関係条文】
・離島振興法第４条、第 19 条
（所得税）租税特別措置法第 12 条第４項柱書及び表第３号
租税特別措置法施行令第６条の３第 14 項第３号、第 15 項第３号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項
租税特別措置法施行規則第５条の 13 第８項及び第９項
（法人税）租税特別措置法第 45 条第３項柱書及び表第３号
租税特別措置法施行令第 28 条の９第 15 項第３号、第 16 項第３号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項
租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第８項及び第９項

平年度の減収見込額	― 百万円
（制度自体の減収額）	（ ▲200 百万円の内数）
（改正増減収額）	（ ― 百万円）

<table>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。
そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。

⑵　施策の必要性
離島においては、四方を海に囲まれていることにより、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額になるなど、多くの社会的・自然的条件不利性を抱えており、島内の事業所数は全国平均よりも大幅な減少傾向が続いている。また、社会減による人口流出・人口減少も続いており、離島振興法の目的である無居住離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図るためには、島内での事業活動の継続・拡大を図ることで、島内の雇用を維持し、人口減少を最小限度に防止することが必要である。
特に、離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業は、離島の事業所数・従業者数のうち多くを占める基幹産業である。また、四方を海に囲まれた離島においては、デジタル技術の活用が特に有用であり、ICT などの新技術の実装を図るスマートアイランドの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、雇用の維持・拡大はもとより、離島の地域課題解決に寄与することで、定住促進・人口減少の抑止が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。
現在、本税制の対象である全ての離島振興対策実施地域において、都道府県が定める離島振興計画に産業振興事項が規定されており、これまで、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移及び就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、令和５年の離島振興法改正において離島振興計画に産業振興事項が追加されたことも踏まえ、産業振興を図るため、予算措置も通じて離島への企業誘致等に取り組んでいるが、近年特に事業所数の落ち込みが大きく、離島における雇用の場が失われている。離島にとって重要な島内での事業者の事業継続・事業拡大を図るため、地域内の事業者による投資を促進するとともに、地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="4">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>政策目標 10 ・・・国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
政策目標 39 ・・・離島等の振興を図る
業績指標 108・・・離島地域の総人口</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>（政策体系における政策目的に係る目標）
離島振興対策実施地域の令和 14 年度末の人口を 263 千人以上とする。
（租税特別措置により達成しようとする目標）【新設】
測定指標　離島地域における事業所数
目標値　　事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ることを目標とする。</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）</td></tr>
</table>

		同上の期間中の達成目標	【既設分】 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 　離島振興対策実施地域の人口 　令和４年度：333 千人 →令和 14 年度：目標値 263 千人 平成 25 年度～令和４年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口減少傾向を加味して算出した令和 14 年度末の当該地域の人口推計値は 263 千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 【新設分】 離島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。 　本税制の対象地域における事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ることを目標とする。 　（平成 28 年～令和３年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和８年度の事業所数は780事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、今後５年間の増減率が直近５年間増減率を上回る目標値とする。）
		政策目標の達成状況	離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和５年度の人口は 325 千人であった。
	有効性	要望の措置の適用見込み	地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。 令和６年度　２件 令和７年度　２件 令和８年度　２件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により設備投資が促進されることで、事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。 　実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなった事例も見られ、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約２割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制は離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 （減収補填措置　：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・離島振興法第 20 条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①公共事業予算の一括計上 44414 百万円 ②離島活性化交付金 1208 百万円 ③離島振興調査費 166 百万円 （令和７年度概算要求額）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体が実施する企業誘致活動等に関しては令和５年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体が実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。
　それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>要望の措置の妥当性</td><td>　離島は、四方を海等で囲まれ、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。
　離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。
また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td></td><td>租税特別措置の適用実績</td><td><table>
<tr><td></td><td>適用件数</td><td>適用額</td><td>減収額</td></tr>
<tr><td>令和３年</td><td>32 件
(28 件)</td><td>57 百万円
(94 百万円)</td><td>13 百万円
(21 百万円)</td></tr>
<tr><td>令和４年</td><td>31 件
(36 件)</td><td>47 百万円
(67 百万円)</td><td>11 百万円
(15 百万円)</td></tr>
<tr><td>令和５年</td><td>27 件
(41 件)</td><td>38 百万円
(79 百万円)</td><td>9 百万円
(18 百万円)</td></tr>
</table>※「適用件数」及び「適用額」は関係都道県への調査での確認書をもとに算出。
※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。
※括弧内は前回要望時の見込値</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>＜令和４年度調査結果＞
①租税特別措置法の条項
　第 45 条
②適用件数
　令和２年度：８件
　令和３年度：７件
　令和４年度：12 件
③適用総額
　令和２年度：42 百万円
　令和３年度：43 百万円
　令和４年度：45 百万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</td><td>　本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。
　実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなっており、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約２割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制が離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>前回要望時の達成目標</td><td>離島振興対策実施地域の令和７年度末の人口を 315 千人以上とする。</td></tr>
</table>

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理　　由	令和５年度の人口は 325 千人であり、現時点では令和７年度の目標値を上回っているものの、令和３～５年度の人口減少率は過去 10 年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和７年度には目標値を下回る見込みであることから、目標達成に向けて引き続き支援が必要である。
これまでの要望経緯		平成５年度　製造業及び旅館業について要望(製造業のみ〇) 平成７年度　適用期限の２年延長 平成９年度　適用期限の２年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成 11 年度　適用期限の２年延長 平成 13 年度　適用期限の２年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 15 年度　適用期限の２年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成 17 年度　適用期限の２年延長 平成 19 年度　適用期限の２年延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度　適用期限の２年延長 平成 23 年度　適用期限の２年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度　割増償却への改組 拡充（農林水産物等販売業を追加） 拡充（取得価額用件を2,000万円超から500万円以上に引下げ（資本規模により異なる）） 拡充（旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充） 平成 27 年度　適用期限の２年延長 平成 29 年度　適用期限の２年延長 令和元年度　適用期限の２年延長 令和３年度　適用期限の２年延長 （対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする） 令和５年度　適用期限の２年延長 （「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外）

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資推進室）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">リート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">登録免許税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">・ 投資法人、投資信託及び特定目的会社（以下「リート等」という。）が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置について適用期限を２年間（令和９年３月 31 日まで）延長する。
リート等に係る特例税率：13/1000

【参考】
本則税率　：20/1000
土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000

＜関係条文：租税特別措置法第 83 条の２の２、
登録免許税法別表第１一（ニ）ハ＞</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）
（改正増減収額）</td><td>－　百万円
（　－　百万円）
（　－　百万円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴　政策目的

リート等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置を延長し、リート等の不動産取得コストを引き続き軽減することにより、不動産の証券化を推進し、リート等を通じて不動産市場に国民から広く投資資金を呼び込むことで、新たな物件開発を促し、質の高い不動産の整備を促進する。

⑵　施策の必要性

我が国の不動産については、引き続き、国際競争力の強化や脱炭素社会の実現に資する質の高いオフィス等の整備が求められることに加え、老朽化不動産の更新・改修へのニーズも更に増大することが見込まれている。これらのニーズに適切に対応していくために、不動産市場全体の資金調達力を強化し、国民から広く投資資金を呼び込むための不動産証券化市場の拡大が必要である。
政府目標である「リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円とすること」を達成するためには、引き続きリート等が不動産を取得しやすい環境を維持する必要があり、リート等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置は、リート等が不動産を取得するための総費用を軽減するものとして、取得の際の経済的なインセンティブとして有効であることから、本特例措置を延長することが必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="2">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定）（抜粋）「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」

政策目標　９　「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」
施策目標　31　「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」
業績指標　95　「リート等の資産総額」</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>リート等の資産総額
（令和２年約 25 兆円→令和 12 年頃約 40 兆円）</td></tr>
</table>

		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 （令和２年約 25 兆円→令和８年約 34 兆円→令和 12 年頃約 40 兆円）
		政策目標の達成状況	令和５年度末時点のリート等の資産総額：約 31 兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和７年度：133 件 令和８年度：133 件 ※令和３年-令和５年平均件数
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、リート等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	リート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置 （地方税法附則第 11 条第３項～５項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備」 令和７年度予算概算要求額　27 百万円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、「リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円」という目標に向け、不動産証券化手法を活用した事業の推進を目的としたものである。特に証券化対象不動産の多様化に向けた検討を行うことで、証券化のための不動産の取得を促進する本特例措置と併せて不動産投資市場の拡大を図るための施策である。
		要望の措置の妥当性	政策目標（リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円にすること）を達成するためには、リート等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要があり、不動産取得に係る税の軽減は、その趣旨に適合する。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>適用件数</td><td>減収額</td></tr>
<tr><td>令和３年</td><td>155 件（144 件）</td><td>2,021 百万円（1,162 百万円）</td></tr>
<tr><td>令和４年</td><td>127 件（143 件）</td><td>2,454 百万円（1,566 百万円）</td></tr>
<tr><td>令和５年</td><td>117 件（143 件）</td><td>873 百万円（1,566 百万円）</td></tr>
</table>
（出典：国土交通省「不動産証券化の実態調査」、金融庁調査より推計）
※（　）は令和５年度、令和３年度要望時における適用件数又は減収額の見込み値。

減免対象件数と減収額は、大規模事業の有無により年度による見込値と実績値の乖離が生じているが、特例措置を活用して実物不動産の取得が継続的に行われており、不動産投資市場の拡大のためには、現行の特例措置の継続が必要である。</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>－</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>本特例措置は、リート等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であって、取得の際の経済的なインセンティブとして有効であり、リート等が取得した資産は政策目標に向けて順調に増加傾向にある。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>リート等の資産総額
（令和２年約 25 兆円→令和６年頃約 32 兆円→令和 12 年頃約 40 兆円）</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>令和５年度末時点のリート等の資産総額：約 31 兆円
（令和６年中には約 32 兆円を達成する見込みであり達成目標に向けて着実に推移している）</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>＜登録免許税＞
平成 10 年度　創設（特定目的会社のみ）
平成 13 年度　適用期限の 3 年延長（リート、投資信託追加）
平成 15 年度　税率の見直し（16/1000→６/1000）
平成 16 年度　適用期限の２年延長
平成 18 年度　適用期限の２年延長及び税率の見直し（６/1000→８/1000）
平成 20 年度　適用期限の２年延長及び税率の見直し（平成 20 年度８/1000、平成 21 年度９/1000）
平成 21 年度　税率の見直し措置（平成 21 年度９/1000）を１年据置</td></tr>
</table>

	平成 22 年度　適用期限の３年延長及び税率の見直し （平成 22 年度８/1000、平成 23 年度 11/1000、平成 24 年度 13/1000） 平成 25 年度　適用期限の２年延長 平成 27 年度　適用期限の２年延長 倉庫及びその敷地を適用の対象に追加 平成 29 年度　適用期限の２年延長 平成 31 年度　適用期限の２年延長 令和３年度　適用期限の２年延長 令和５年度　適用期限の２年延長

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資推進室）

<table>
<tr><td>項目名</td><td>特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置の延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td>登録免許税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td>特例事業者等※が不動産特定共同事業契約により一定の建設又は改修を行うために不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を２年間（令和９年３月31日まで）延長する。

※不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下「法」という。）第２条第９項に規定する特例事業者、法第２条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者、法第２条第７項に規定する小規模不動産特定共同事業者）

特例事業者等に係る特例税率：13/1000（移転登記）
：３/1000（保存登記）

【参考】
本則税率：20/1000（移転登記）
：４/1000（保存登記）
土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000

＜関連条文＞
租税特別措置法第83条の３、登録免許税法別表第１－（一）、同法別表第１－（二）ハ、租税特別措置法施行令第43条の３、租税特別措置法施行規則第31条の５の２

<table>
<tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－　百万円</td></tr>
<tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr>
<tr><td>（改正増減収額）</td><td>（　－　百万円）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴　政策目的
不動産証券化の一つの手法である不動産特定共同事業における特例事業者及び適格特例投資家限定事業者が行う建築物の耐震化や老朽不動産の再生等の事業に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産特定共同事業の活用を推進し、地域の不動産に資金を供給することで、各地域において必要となる不動産開発を促進する。
また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、特に地域における小規模不動産の再生等を促進する。

⑵　施策の必要性
不動産特定共同事業は、例えば、老朽不動産の更新を行う際に、資金を金融機関等からの借入のみに頼らずに、投資家から出資を募って事業を行うことを可能とするケースや、地方都市などで開発を行おうとする際に、開発リスクを全て負える主体の確保が難しい場合に、地域のステークホルダーなどから出資を募って当該開発を行うケースにおいて活用されており、各地域において必要となる不動産開発の促進を図る上で必要な資金調達の手段である。
不動産特定共同事業の活用を推進し、地域に必要な不動産開発を促進するためには、特例事業者等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、特例事業者等が一定の建設、改修事業等を行う場合に不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、事業の際の経済的なインセンティブとして有効であるため、特例事業者等が不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を延長することが必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="2">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定）
「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023 年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG 投資の促進を図る。」

・「住生活基本計画」（令和３年３月 19 日閣議決定）
「目標７　空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進」

政策目標　９　「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」
施策目標　31　「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」
業績指標　95　「リート等の資産総額」</td></tr>
</table>

			政策目標　１　「少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進」 施策目標　１　「居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る」 業績指標　５　「居住目的のない空き家数」
		政策の達成目標	リート等の資産総額 （令和２年：約 25 兆円→令和 12 年頃：約 40 兆円） 居住目的のない空き家数を 400 万戸程度におさえる（令和 12 年）
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 （令和２年：約 25 兆円→令和８年：約 34 兆円→令和 12 年頃：約 40 兆円） 居住目的のない空き家数を 400 万戸程度におさえる（令和 ８年）
		政策目標の達成状況	令和５年度末時点のリート等の資産総額：約 31 兆円 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：349 万戸（平成 30 年）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和７年度：13 件 令和８年度：13 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減する措置であり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）（地方税法附則第 11 条第 12 項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備」 令和７年度予算概算要求額　27 百万円

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td>上記の予算上の措置は、「リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円」という目標に向け、不動産証券化手法を活用した事業の推進を目的としたものである。特に地方における不動産特定共同事業の周知セミナー及び関係者間ネットワーク会議の開催などを行うことで、特例事業者等が不動産取得をする際の経済的インセンティブとなる本特例措置と併せて、不動産投資市場の拡大を図るための施策である。</td></tr>
<tr><td>要望の措置の妥当性</td><td>建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など、不動産の開発・改修を伴う民間事業に出資等を募る場合は、不動産特定共同事業が適している。また、地域経済の活性化や空き家等の再生を図る上でも、中小規模の案件に適する不動産特定共同事業について税制の特例措置を講じることは妥当である。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用実績</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>適用件数</th><th>減収額(百万円)</th></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>6(28)</td><td>9.8(22.7)</td></tr>
<tr><td>令和4年度</td><td>8(37)</td><td>3.0(24.5)</td></tr>
<tr><td>令和5年度</td><td>2(10)</td><td>1.8(9.3)</td></tr>
</table>
※適用件数は不動産流通税軽減証明に基づく。
※減収額は事業者聞き取りに基づく。
※（）は令和３年度、令和５年度要望時における適用件数又は減収額の見込み値。
※（）は令和３年度税制改正時の拡充要望の内容を含む。

適用件数と減収額の実績値については、見込み値を下回っているが、事業者へのヒアリングにおいて、不動産特定共同事業における特例事業の要件の一部が厳しく、税制特例の対象となりうる事業自体の件数が少ないとの意見があったため、当該要件の見直しを検討しており、これにより適用が増加することが見込まれることから、現行の特例措置の継続が必要である。</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>－</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>本特例措置は、特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>リート等の資産総額
（令和２年：約 25 兆円→令和６年：約 32 兆円→令和 12 年頃：約 40 兆円）</td></tr>
</table>

		空き家・空き店舗の再生による新たな投資（小規模不動産特定共同事業の出資総額） （令和４年度から令和６年度の平均値：約 5.0 億円）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理　　由	令和５年度末時点のリート等の資産総額：約 31 兆円 （令和６年中には約 32 兆円を達成する見込みであり達成目標に向けて着実に推移している） 小規模不動産特定共同事業の出資総額 令和４年度：9.0 億円、令和５年度：3.0 億円 （令和４年度から令和５年度の平均値：約 6.0 億円）
これまでの 要 望 経 緯		平成25年度　創設 平成27年度　延長・拡充 平成29年度　延長・拡充 令和元年度　延長・拡充 令和３年度　延長・拡充 令和５年度　延長

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省　都市局　参事官（国際園芸博覧会担当）付）

項目名	２０２７年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置
税目	所得税、法人税
要望の内容	国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者等による円滑な準備・開催のために国税に関して必要な措置を講じる。 平年度の減収見込額　―　百万円 （制度自体の減収額）（　―　百万円） （改正増減収額）（　―　百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 国際園芸博の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、公式の参加者等に税制面で便宜を図ることが求められている。公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。 ⑵　施策の必要性 国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。 国際園芸博の開催に際しては、多数の参加者等からの出展が予想される。 博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び開催を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博にかかる活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標７　　都市再生・地域再生の推進 施策目標２５　都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和７年４月１日～令和 10 年３月 31 日（３年間）
		同上の期間中の達成目標	―
		政策目標の達成状況	―
	有効性	要望の措置の適用見込み	―
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、公式の参加者等の公平性を担保し、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現することが可能となることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても、２０２７年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置（法人住民税、個人住民税、事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、国有資産等所在市町村交付金、自動車税、軽自動車税）を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	BIE の要請に基づき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現するため、公式の参加者等に対して所要の措置を講じることが適当である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>－</td></tr>
<tr><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>－</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>－</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>－</td></tr>
</table>

令 和 7 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課、住宅生産課）

項　目　名	住宅ローン減税等に係る所要の措置
税　　目	所得税

要望の内容

令和６年度税制改正大綱（令和５年 12 月 14 日 自由民主党・公明党）において「①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」、「②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充」として示された措置を講じる。

〔参考〕令和６年度税制改正大綱 （令和５年 12 月 14 日 自由民主党・公明党）
（抜粋）

（１）子育て支援に関する政策税制

（前略）以下の①から③について、「６．扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和７年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和６年限りの措置として先行的に対応する。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。（略）また、（略）新築住宅の床面積要件について合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り 40 ㎡に緩和する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

【関係条文】

＜住宅ローン減税＞

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条、第 41 条の２、第 41 条の２の２、第 41 条の２の３、第 41 条の３、第 41 条の３の２

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 26 条、第 26 条の２、第 26 条の３、第 26 条の４

租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 21、第 18 条の 22、第 18 条の 23、第 18 条の 23 の２、第 18 条の 23 の２の２

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第 25 号）第６条、第６条の２

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和２年政令第 160 号）第４条、第４条の２

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和２年財務省令第 44 号）第４条、第４条の２

＜子育て対応改修＞

租税特別措置法第 41 条の 19 の３

租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の５

租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の３

平年度の減収見込額	精査中

		（制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	（▲828,000 百万円） （ ― 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴ 政策目的 ＜住宅ローン減税＞ 住宅取得者の負担を軽減し、無理のない負担での住宅取得を促進すること（特に、子育て支援の観点から子育て世帯等への支援）及び住宅建設の促進を通じた内需の拡大等に資することに加え、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅等の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることにより、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図る。 ＜子育て対応改修＞ 子育てに対応した住宅へのリフォームを支援することにより、子育て世帯の居住環境の改善を図る。 ⑵ 施策の必要性 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。 この点、「住生活基本計画」（令和３年３月 19 日閣議決定）において、「子どもを産み育てやすい住まいの実現」が目標として掲げられ、「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」、「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームを促進」が位置付けられているほか、「こども未来戦略」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）においても、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する」こととされている。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	＜住宅ローン減税＞ 〇住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定） ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクル CO2 排出量が少ない長期優良住宅ストックや ZEH ストックを拡充。 ・社会環境の変化等に伴う多様な世代のライフスタイルに応じた居住ニーズの変化、良質な住宅・宅地ストックの形成・流通・管理・更新を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を図っていくことが必要。 ・住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進。 ・駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進。 〇経済財政運営と改革の基本方針（令和６年６月 21 日閣議決定） ・省エネルギーについては、省エネ設備投資の支援やＺＥＨ・ＺＥＢ（※）、断熱窓及び高効率給湯器の普及、中小企業の省エネ診断の活用を促す地域金融機関等との連携・支援体制の構築を進める。企業の省エネ取組情報の開示や家庭の省エネ・非化石転換・ＤＲ対応を促す制度を検討する。 （※）Net Zero Energy House 及び Net Zero Energy Building の略称。 〇こども大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定） ・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 〇こども未来戦略（令和５年 12 月 22 日閣議決定） ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。 ・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 （国土交通省政策評価体系における位置付け） 政策目標１　少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標１　居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標２　住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標３　地球環境の保全 施策目標９　地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標４　水害等災害による被害の軽減

			施策目標 11　住宅・市街地の防災性を向上する ＜子育て対応改修＞ 〇住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定） ・子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進 〇こども大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定） ・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 〇こども未来戦略（令和５年 12 月 22 日閣議決定） ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。 ・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 （国土交通省政策評価体系における位置付け） 政策目標１　少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標２　住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する （こども家庭庁政策評価体系における位置付け） 政 策 目 標　こども政策の推進 施 策 目 標　こども政策の総合的な推進 具体的な目標　結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服
		政策の達成目標	＜住宅ローン減税＞ ・認定長期優良住宅のストック数 113 万戸（令和元年度）→約 250 万戸（令和 12 年度） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→14 兆円（令和 12 年） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 ６％（平成 25 年度）→30%（令和 12 年度） ・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年）→おおむね解消（令和 12 年） ＜子育て対応改修＞ ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→14 兆円（令和 12 年） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

			27.8%（令和５年）→70%（令和 10 年）
		租税特別措置の適用又は延長期間	１年間（令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	＜住宅ローン減税＞ ・認定長期優良住宅のストック数 113 万戸（令和元年度）→186 万戸（令和７年度） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→13 兆円（令和７年） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 ６％（平成 25 年度）→22.9%（令和７年度） ・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年）→おおむね解消（令和 12 年） ＜子育て対応改修＞ ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→13 兆円（令和７年） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和５年）→70%（令和 10 年）
		政策目標の達成状況	＜住宅ローン減税＞ ・認定長期優良住宅のストック数　159 万戸（令和５年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合　18%（令和４年度） ※認定長期優良住宅のストック数及び省エネ基準に適合する住宅ストックの割合以外の達成目標は、５年に１度実施される「住宅・土地統計調査」（総務省）により、各数値を把握しており、結果が公表されている直近の調査が平成 30 年調査であるところ、最新の達成状況を把握することが困難。 ＜子育て対応改修＞ ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合　27.8%（令和５年）
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中

		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	＜住宅ローン減税＞ 住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は７割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあることに加え、また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすること及び床面積要件を 40 ㎡に緩和することは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。 ＜子育て対応改修＞ 既存住宅について子育て対応改修を行うことは、住宅のハード面における子育ての不安・負担の軽減につながる。このため、本特例措置により子育て対応改修に係る費用負担を軽減し、子育て対応改修を促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	住宅ローン減税に係る所要の措置（地方税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	＜住宅ローン減税＞ ― ＜子育て対応改修＞ 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和７年度予算概算要求額：242.49 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	＜住宅ローン減税＞ ― ＜子育て対応改修＞ 上記予算措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、既存住宅の子育て対応改修を促進する。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>要望の措置の妥当性</td><td>＜住宅ローン減税＞
居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図るにあたり、国民、行政双方の手続負担の軽減や、効率的かつ公平な支援の実現の観点からも、確定申告の際に控除の手続も併せて行い税の減免を受けられるという税制措置による仕組みが適当である。

＜子育て対応改修＞
既存住宅の子育て対応改修の促進を図るためには、その工事に係る負担を税制上軽減することが効果的である。また、本特例措置の対象となる工事については、子どもの転落事故防止に係る手すりの設置、床の防音性を高める工事等、子育ての不安・負担を軽減するものに限定されていることから、必要最低限の措置である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td></td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>＜住宅ローン減税＞
（単位：（適用件数）件、（減収額）億円）
<table>
<tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>減収額</th></tr>
<tr><td>令和３年度</td><td>423,886</td><td>7,670</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>431,338</td><td>7,710</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>426,097</td><td>8,000</td></tr>
</table>
【出典】
・適用件数：要件が類似している住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記に係る特例措置（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅に係るものを含む。）の適用件数（登記統計（法務省）より）を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）。
・減収額：財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」より

＜子育て対応改修＞
―</td></tr>
<tr><td></td><td>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</td><td>―</td></tr>
<tr><td></td><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>＜住宅ローン減税＞
住宅ローン減税においては、省エネ性能等の高い住宅については、控除の対象となる借入限度額の上乗せ措置を講じているが、特に平成 21 年から上乗せ措置が講じられている認定長期優良住宅については、そのストック数が順調に増加しているとともに、住宅ローン減税の適用件数のうち認定長期優良住宅に係る件数も令和２～５年度の各年において、９万件前後（推計※）で推移し、認定長期優良住宅の認定件数の７，８割程度を占めている。現状、本措置のみによる効果の規模を分析することは困難であるものの、同様の目的を有する他の支援制度に比</td></tr>
</table>

		しても総支援額が大きいことから、本措置は上記達成目標の実現に寄与していると考えられる。 　加えて、住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は７割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすることは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。 ※認定長期優良住宅の所有権の保存登記に係る特例措置の適用件数を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出） ＜子育て対応改修＞ 　―
	前回要望時の達成目標	―
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理　　由	―
これまでの要望経緯		＜住宅ローン減税＞ 昭和 61 年度　住宅取得促進税制の創設 昭和 62 年度　拡充 昭和 63 年度　拡充 平成２年度　拡充 平成３年度　拡充 平成４年度　延長 平成５年度　拡充 平成６年度　拡充 平成７年度　延長・縮減 平成９年度　拡充 平成 10 年度　拡充 平成 11 年度　拡充 平成 12 年度　延長 平成 13 年度　拡充 平成 14 年度　拡充 平成 15 年度　拡充 平成 16 年度　延長 平成 17 年度　拡充 平成 19 年度　拡充 平成 20 年度　拡充 平成 21 年度　拡充 平成 25 年度　拡充 平成 27 年度　延長 平成 28 年度　延長

	令和元年度　　拡充 令和３年度　　拡充 令和４年度　　拡充 令和６年度　　拡充 ＜子育て対応改修＞ 令和６年度　　創設

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（　国土交通省　観光庁　観光戦略課）

<table>
<tr><td colspan="2">項　目　名</td><td colspan="3">外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し（消費税・酒税）</td></tr>
<tr><td colspan="2">税　　目</td><td colspan="3">消費税・酒税</td></tr>
<tr><td colspan="2">要望の内容</td><td colspan="3">【制度の概要】
消費税法第８条等に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。

【要望の内容】
令和６年度「税制改正の大綱」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、外国人旅行者向け免税制度については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、制度の詳細について結論を得る。また、輸出酒類販売場制度についても、同様の改正を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>【関係条文】
（消費税）
消費税法第８条
消費税法施行令第 18 条～第 18 条の５
消費税法施行規則第６条～第 10 条
（酒税）
租税特別措置法第 87 条の６</td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）
（改正増減収額）</td><td>―　百万円
（　―　百万円）
（　―　百万円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">新設・拡充又は延長を必要</td><td colspan="3">⑴　政策目的
外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化に繋げ、外国人旅行消費額の更なる増加と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る。

⑵　施策の必要性
外国人旅行者向け免税制度については、店舗での手続時間や業務負担が大きく、外国人旅行者の利便性を損なう側面もあった。また、昨今、制度の悪用事例も散見されるところである。そのため、免税店での業務負荷等の課題を解決するとともに、不正対策も講じつつ、外国人旅行者の免税手続における利便性向上を図ることが必要不可欠である。</td></tr>
<tr><td>今回の要</td><td>合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td colspan="2">政策目標：６　国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
施策目標：20　観光立国を推進する
業績指標：64　訪日外国人旅行消費額（2030 年 15 兆円）</td></tr>
</table>

		政策の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和５年３月 31 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 　早期に５兆円を達成する 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 　2030 年に 15 兆円を達成する
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和５年３月 31 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 　早期に５兆円を達成する 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 　2030 年に 15 兆円を達成する
		政策目標の達成状況	・訪日外国人旅行消費額 　2023 年：５兆 3,065 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	―
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し（地方消費税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	地方部における新消費税免税店モデル構築等事業 【要求内容】地方部で工芸品・特産品等の高単価商品を販売している小売店が免税店化する上での課題を収集した上で、当該課題の解決に資する DMO 等が主体となり、免税店の普及支援をモデル的に実施し、他地域への事例展開へも活かす。 【令和７年度予算概算要求額】：50 百万円 令和６年度税制改正（外国人旅行者向け免税制度の見直し）を踏まえた補助事業も要望。

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	令和６年度税制改正の大綱において、外国人旅行者向け免税制度について「免税店の事務負担の軽減に十分配慮」した上で制度の詳細について結論を得ることとされていることを踏まえ、必要な予算措置を検討。
		要望の措置の妥当性	外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図るためには、本措置を講ずることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	・訪日外国人旅行消費額 2013年：１兆4,167億円 2014年：２兆278億 円 2015年：３兆4,771億円 2016年：３兆7,476億円 2017年：４兆4,162億円 2018年：４兆5,189億円 2019年：４兆8,135億円 2020年：7,446億円 2021年：1,208億円 2022年：8,987億円 2023年：５兆3,065億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	○免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。（平成26年10月開始） ○免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。（平成27年４月開始） ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（平成28年５月開始） ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（平成30年７月開始） ○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（令和元年７月開始） ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じたことにより、24時間購入可能となる等、外国人旅行者の利便性向上に繋がった。（令和３年10月１日開始）

		○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、免税手続の際にVisit Japan Webを活用した本人情報の確認が可能となったことにより、店舗の免税手続の負担軽減及び外国人旅行者の利便性向上に寄与した。（令和５年４月１日開始）
	前回要望時の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和５年３月 31 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 早期に５兆円を達成する 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・訪日外国人旅行消費額 2019 年：４兆 8,135 億円 2020 年：7,446 億円 2023 年：５兆 3,065 億円 2019 年の「訪日外国人旅行消費額」は過去最高（当時）となった一方、翌 2020 年以降は新型コロナウイルスの影響により大幅に減少した。2023 年は 2019 年を上回り過去最高を更新、短期目標の早期５兆円を達成。2030 年 15 兆円に向けて取組を進めている状況にある。
これまでの要望経緯		平成 26 年度：拡充 ○免税対象品目の拡大（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。） ○免税手続の簡素化（購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。） 平成 27 年度：拡充 ○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。 併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。 平成 28 年度：拡充 ○一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を消費税免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。 平成 30 年度：拡充 ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とする。

	○現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。 令和元年度：拡充 ○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。 令和２年度：拡充 ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。 令和４年度：拡充 ○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、Visit Japan Web を活用した本人情報の確認を可能とする。 令和６年度：検討事項要望 ○出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和７年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）

<table>
<tr><td>項目名</td><td colspan="3">中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長</td></tr>
<tr><td>税目</td><td colspan="3">所得税
租税特別措置法第 10 条の５の３
租税特別措置法施行令第５条の６の３
租税特別措置法施行規則第５条の 11
法人税
租税特別措置法第 42 条の 12 の４、第 52 条の２
租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の４、第 30 条
租税特別措置法施行規則第 20 条の９</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">適用期限を２年間延長する。
中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）
（改正増減収額）</td><td>（精査中）百万円
（▲89,200 百万円）
（　　－百万円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。

⑵　施策の必要性
人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている。
このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</td><td rowspan="2">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>政策目標Ⅴ　安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保
施策目標15　道路交通の安全性を確保・向上する
17　自動車の安全性を高める

政策目標Ⅸ　市場環境の整備、産業の生産向上性、消費者利益の保護
施策目標32　建設市場の整備を推進する

〇中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）
（目的）
第一条　この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

〇経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和６年６月21日）

第１章　成長型の新たな経済ステージへの移行
１．デフレ完全脱却の実現に向けて
企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。</td></tr>
</table>

			第２章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ２．豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 売上 100 億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、Ｍ＆Ａ・グループ化等を促進する。
		政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を 2020 年度比で５%向上
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和７年４月１日～令和９年３月 31 日（２年間）
		同上の期間中の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で５%向上
		政策目標の達成状況	令和５年度における中小企業者等の労働生産性は 2020 年度比で 4.4%向上となっている。 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 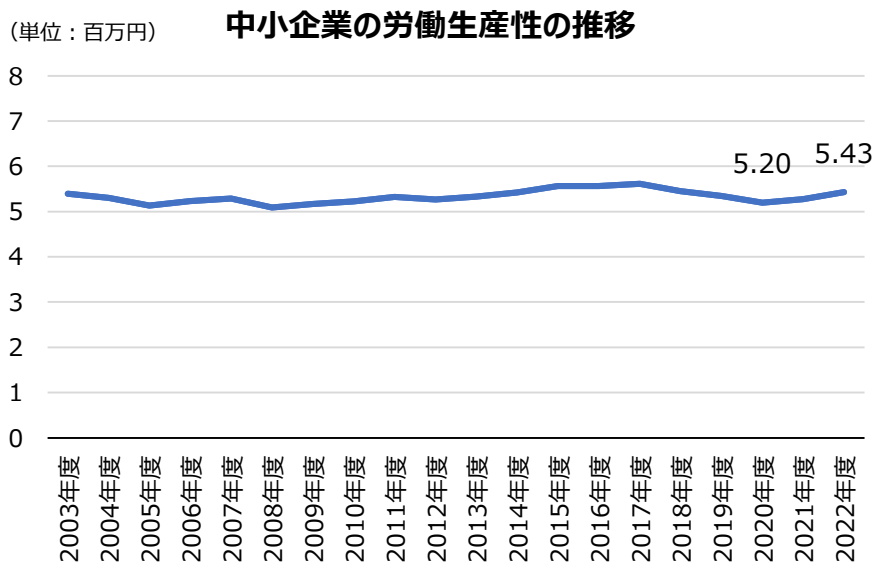 （出典）財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金１億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費＋支払利息等＋動産･不動産賃借料＋租税公課＋営業純益

	有効性	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和７年度　22,434 件 令和８年度　22,389 件 ※令和４年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和６年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30%の特別償却又は７%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウエア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向

			上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和２年度　：23,079 件 令和３年度　：23,919 件 令和４年度　：22,569 件 【減収額】 令和２年度　：768 億円 令和３年度　：914 億円 令和４年度　：892 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の 12 の４、第 68 条の 15 の５ 適用件数：特別償却　14,973 件 　　税額控除　　7,596 件 適用額　：特別償却　5,005 億円 　　税額控除　　120 億円 ※令和４年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 令和５年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf 同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。
		前回要望時の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理　　由	令和５年度における中小企業者等の設備投資は 13 兆円となっている。 令和２年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。 一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。 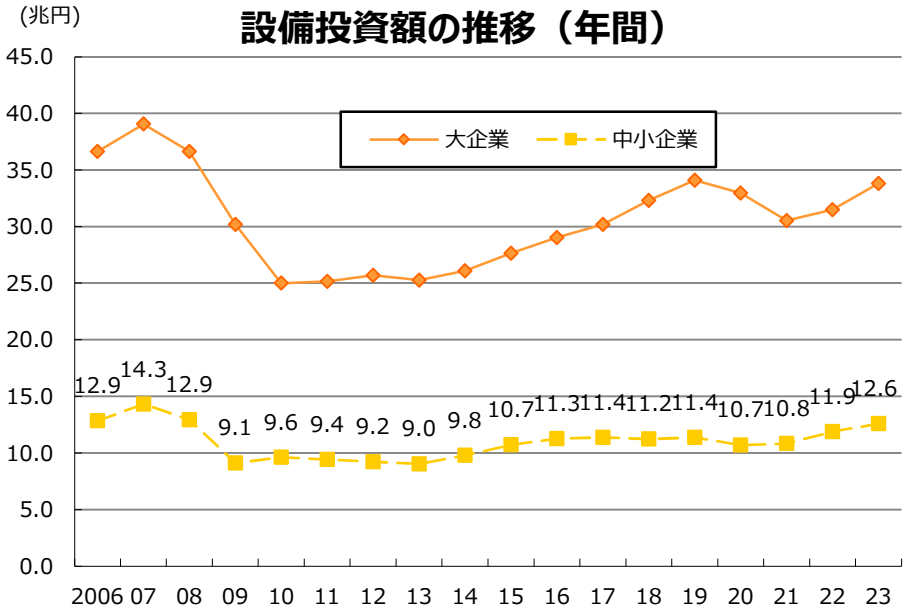 資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
これまでの要望経緯		平成 26 年度　中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成 29 年３月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度　中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 （適用期間は平成 31 年３月末まで） 令和元年度　特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 （適用期間は令和３年３月末まで） 令和２年度　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和３年度　修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 （適用期間は令和５年３月末まで） 令和５年度　２年間の延長（令和７年３月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外

令和７度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課）

制　度　名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
税　　目	所得税 　租税特別措置法第 10 条の３ 　租税特別措置法施行令第５条の５ 　租税特別措置法施行規則第５条の８ 法人税 　租税特別措置法第 42 条の６、第 52 条の２ 　租税特別措置法施行令第 27 条の６、第 30 条 　租税特別措置法施行規則第 20 条の３

要望の内容	適用期限を２年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	—　百万円 （▲46,300 百万円） （　—　百万円）

<table>
<tr><td colspan="2">新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">⑴　政策目的
国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。

⑵　施策の必要性
人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている。
このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">今回の要望に関連する事</td><td rowspan="3">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>政策目標：Ⅸ 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護
施策目標：32 建設市場の整備を推進する
施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する

政策目標：Ⅵ 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。
具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。
【トラック】
・営業用トラックの新車登録台数
対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること

【内航船】
・内航船舶の建造の促進
年間新造船隻数を 90 隻以上</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>令和７年４月１日～令和９年３月 31 日（２年間）</td></tr>
</table>

		同上の期間中の達成目標	国土交通関係中小企業の生産性の向上等を図るため、以下のとおり、これら中小企業の設備投資を促進する。 ・営業トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること ・内航船舶の建造の促進 年間新造船隻数を 90 隻以上
		政策目標の達成状況	【トラック】 ・全車種の新車登録台数は平成 10 年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移しており、車両総重量 3.5ｔ超の営業用トラックの新車登録台数は対平成 10 年度比 106.0%となっている。

	10 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
営業用トラック 単位：台	52,850 (100.0)	78,564 (148.7)	66,992 (126.8)	61,105 (115.6)	48,137 (91.1)	56,005 (106.0)
全車種 単位：千台	4,234 (100.0)	3,228 (76.2)	2,975 (70.3)	2,739 (64.7)	2,796 (66.0)	2,995 (70.7)

【内航海運】
内航船舶の新造船隻数
→新造船隻数：令和５年度は 64 隻となっている

	９年度	30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新造船隻数	89 (100.0)	90 (101.1)	80 (89.9)	80 (89.9)	74 (83.1)	81 (91.0)	64 (71.9)

有効性		要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和７年度　50,492 件 令和８年度　50,391 件 ※令和４年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウエア、普

			通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 　また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和６年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 　中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超１億円以下の法人は７%））を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和2年度:49,060 件 令和3年度:51,857 件 令和4年度:50,593 件 【減収額】 令和2年度:463 億円 令和3年度:501 億円 令和4年度:463 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の６、第 68 条の 11 適用件数：特別償却　21,339 件 　　税額控除　29,254 件 適用額　：特別償却　1,814 億円

		税額控除　　189 億円 ※令和４年度の適用状況
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	【トラック】 税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約６割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の使途としては、約４割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート）） 【内航海運】 税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって 10 割の事業者が、船舶購入の決断に影響を与えたと回答したアンケート結果がある。（内航海運業者への意識調査（国土交通省海事局内航課によるアンケート））
	前回要望時の達成目標	国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。 【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること 【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 年間新造船隻数を 90 隻以上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	営業用トラックは令和５年度末時点で、平成 10 年度比 106.0%となっている。内航船舶の新造船隻数については、令和５年度は 64 隻となっている。 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。
これまでの要望経緯		平成10年度　「総合経済対策」（平成10年４月）に伴う措置として創設 平成11年度　延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自車：車両総重量８㌧以上→3.5㌧以上） 平成12年度　延長（平成13年５月迄の適用期間の延長） 平成13年度　10ヶ月の延長（平成14年３月迄の適用期間の延長） 平成14年度　延長（平成16年３月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度　延長（平成18年３月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度　延長（平成20年３月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度　延長（平成22年３月迄の適用期間の延長） 平成22年度　延長（平成24年３月迄の適用期間の延長）

	平成 24 年度 延長（平成 26 年３月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 延長（平成 29 年３月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、２年間の延長（平成 31 年３月迄の適用期間の延長） 令和元年度 延長（令和３年３月迄の適用期間の延長） 令和３年度 延長（令和５年３月迄の適用期間の延長） 令和５年度 延長（令和７年３月迄の適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課）

<table>
<tr><td>項　目　名</td><td colspan="3">リース会計基準の変更に伴う所要の措置</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">法人税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する方針で検討を進めている。また、リース取引に係る貸手の会計処理の変更についても検討している。
今般、同委員会において、リース会計基準の見直しについて上記内容とした草案が令和５年５月に公表されており、これを踏まえてリース会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置について要望するものである。
また、リース譲渡とみなして措置されている「関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例」についても、リース会計基準の見直しにより影響を受ける可能性があるため、適切な措置（存続）を要望する。

＜経済産業省との共同要望＞
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—　百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　—　百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（　—　百万円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。
今般のリース会計基準の見直しにより、リース利用者をはじめ関連業界においては税務処理への影響が想定される。このため、リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。

⑵　施策の必要性
リース取引は我が国産業の設備投資の重要なツールである。リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることが必要である。
また、関西国際空港及び大阪国際空港については、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成 23 年法律第 54 号）に基づき平成 28 年度より公共施設等運営権の設定（コンセッション）が実施され、新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）はその対価を原資として関西国際空港の整備に要した債務を返済しているところ、両空港に係る公共施設等運営権対価については、公共施設等運営権の設定をリース譲渡とみなす益金認識についての特例により、コンセッション期間にわたり各事業年度ごとに益金として認識している。これにより、新関空会社における債務の早期かつ確実な返済を進めており、新関空会社の財務体質の健全化を支援し、関西空港の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られていることから、リース会計基準の見直しに関わらず、現行の特例措置の存続が必要である。</td></tr>
</table>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅵ　国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24　航空交通ネットワークを強化する
		政策の達成目標	新関空会社における債務の早期かつ確実な返済を進め、財務体質の健全化を通じて、適切な業務運営の確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることを要望するものであり、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展を促進する上で有効である。 また、コンセッション期間にわたり益金認識することで、新関空会社における債務の早期かつ確実な返済を進め、新関空会社の財務体質の健全化を支援し、ひいては関西空港の国際拠点空港としての再生・強化、関空・伊丹両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られることから、本措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に生じる過度な負担が、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。 また、公共施設等運営権対価の益金認識については、 ・管理者たる新関空会社による継続的な支配・管理があること

			・コンセッション期間中に契約解除する場合、管理者は契約解除後の運営権対価の支払いを受けることができないことという法的性質を有することからリース譲渡とみなした益金認識を措置しているところであり、一括で益金認識するのではなく、コンセッション期間にわたり益金認識することが合理的であることから、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			（関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置） 創設　平成 26 年度

令和７年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省観光庁観光地域振興課）

<table>
<tr><td colspan="2">項目名</td><td colspan="3">沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等</td></tr>
<tr><td colspan="2">税目</td><td colspan="3">法人税</td></tr>
<tr><td colspan="2">要望の内容</td><td colspan="3">沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和７年３月 31 日）を２年間延長し、令和９年３月 31 日までとする。

《要望の内容》
○ 観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下「措置実施計画」という。）について、沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた事業者が、特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い取得した器具・備品についても課税の特例措置の適用対象に追加する。
○ その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>【関係条文】
沖縄振興特別措置法第８条、第９条
租税特別措置法第 42 条の９
租税特別措置法施行令第 27 条の９
租税特別措置法施行規則第 20 条の４
地方税法第 23 条第１項第３号、第 292 条第１項第３号
地方税法附則　第 33 条第１項</td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）
（改正増減収額）</td><td>▲155　百万円
（　▲0　百万円）
（　―　百万円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

⑵　施策の必要性
沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位であるところ、こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興策が講じられている。観光産業は沖縄のリーディング産業として沖縄経済を牽引してきたものの、観光客の「一人当たり県内消費額」や「平均滞在日数」が伸び悩むなど、観光客の増加が必ずしも経済の好循環や一人当たり県民所得の向上につながっていないといった課題を抱えている。
観光客一人当たりの消費単価の向上と平均滞在日数の延伸に向けて、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など「質の向上」に向けた施策に取り組んでいるところ、沖縄を訪れる観光客の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、民間の活力を活用し魅力のある観光関連施設を充実させていく必要がある。
以上のことから、民間主導による観光関連施設の設置のため、更なる投資促進が図られるよう、本特例措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今回の要望</td><td rowspan="2">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td colspan="2">政策目標６　国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
施策目標 20 観光立国を推進する</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

		政策の達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。 ○　測定指標 ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数 ○　目標値 ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和７・８年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31 億 18 百万円 ＜算出方法＞ 平成 24 年度から令和５年度までの設備投資額累計額：17,146 百万円 年平均設備投資額＝17,146 百万円÷11 年＝1,559 百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559 百万円×２年(R7・R8)＝31 億 18 百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和７・８年度に数百億円程度の投資が見込まれる。 ・民間観光関連施設の設置数 令和８年度民間観光関連施設数： 304 施設 ＜算出方法＞ 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24 以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和６年度以降に４施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。 R5　R8 施設数　259 施設　⇒　304 施設　(+45 施設) 【沖縄県調査を基に算出】 ○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。 （参考） ・従前の達成目標 ①県内の対象施設等における事業認定申請率 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和７年４月１日から令和９年３月 31 日までの２年間
		同上の期間中の達成目標	○　達成目標 上記達成目標と同じ

政策目標の達成状況

○　過去の達成状況

・本制度の活用対象となる特定民間観光関連施設のうち本制度が適用された施設の設備投資額

単位：百万円

	R1	R2	R3	R4	R5
投資額	28,221	0	2,687	0	832

【年間投資額はR1年度からR4年度まで沖縄県調査、R5年度は事業者申請書】

※令和元年度：取得価額の情報が取得できないため、課税標準額を取得価額としている。

・民間観光関連施設数（累計）　単位：施設

	R1	R2	R3	R4	R5
民間観光関連施設	222	229	233	237	259
うち、特定民間観光関連施設 うち、宿泊施設	19 203	19 210	24 209	24 213	25 234

【特定民間観光関連施設は沖縄県調査。宿泊施設は沖縄県「宿泊施設実態調査」】

※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。

※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテル数を記載。

要望の措置の適用見込み

令和７年度以降、平年度で５件、190百万円の投資税額控除の適用が見込まれる。

※平成30年度～令和４年度実績の平均値、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により算出。

【平成30年度～令和４年度実績は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による】

【拡充に伴う適用見込みは事業者ヒアリング・沖縄県提供情報による】

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

○　今後の達成見込み

・特定民間観光関連施設の設備投資額　単位：百万円

	R6	R7	R8
投資額	1,559	1,559	1,559

（考え方）

平成24年度から令和５年度までの設備投資額累計額：17,146百万円

年平均設備投資額＝17,146百万円÷11年＝1,559百万円/年

※令和元年度は取得価額が不明なため除く

【沖縄県調査を基に算出】

※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和７・８年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

・民間観光関連施設数（累計）　単位：施設

	R6	R7	R8
民間観光関連施設	274	289	304
うち、特定民間観光関連施設 うち、宿泊施設	29 245	33 256	37 267

※観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設と宿泊施設）の設置数とする。

※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。令和６年度以降に４施設/年の適用を目標とする。平成24年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税

の課税免除対象件数の最高値４件を目標値に採用。
※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。平成 27 年度から令和４年度までの平均増加数を目標値に採用。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

・事業所税の資産割の課税標準の特例
・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付　税による減収補填措置

予算上の措置等の要求内容及び金額

なし

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

なし

要望の措置の妥当性

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる特例措置が的確な手段である。
また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。
適用実績が伸び悩んでいる理由としては、近年のコロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は現在回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられるところ、観光産業の回復及び更なる発展を後押ししていくためにも、本特例措置の継続が必要である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

〇過去３年間の適用実績

（単位：件、百万円）

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
投資税額控除	1	28	2	18	3	35

【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】
※令和５年度の件数及び金額は推計。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

〇過去３年間の適用実態調査結果

（単位：件、百万円）

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
投資税額控除	1	1	1	28	2	18

【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】

<table>
<tr>
<td></td>
<td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td>
<td>
　対象施設が本税制措置の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本特例措置の活用を通じて、対象施設における事業の高付加価値化等を促進する直接的な効果がある。
　また、税負担を軽減することによって、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促すことで、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の消費額と滞在日数の増加にもつながることが期待される。

・観光関連指標の推移
<table>
<tr><th>年度
項目</th><th>H24</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr>
<tr><td>入域観光客数（万人）</td><td>592</td><td>877</td><td>958</td><td>1,000</td><td>947</td><td>258</td><td>327</td><td>677</td><td>853</td></tr>
<tr><td>観光収入（億円）</td><td>3,997</td><td>6,603</td><td>6,979</td><td>7,341</td><td>7,047</td><td>2,485</td><td>2,924</td><td>7,013</td><td>8.507</td></tr>
<tr><td>観光客一人当たりの平均滞在日数（日）</td><td>3.75</td><td>3.71</td><td>3.68</td><td>3.59</td><td>3.70</td><td>4.17</td><td>4.42</td><td>4.25</td><td>4.04</td></tr>
<tr><td>観光客一人当たりの県内消費額（円）</td><td>67,459</td><td>75,297</td><td>72,853</td><td>73,374</td><td>74,425</td><td>99,956</td><td>91.555</td><td>103,706</td><td>99.699</td></tr>
</table>
【沖縄県調査】
※令和２年度～令和５年度は新型コロナウイルスの影響のため試算値。
</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>前回要望時の達成目標</td>
<td>
〇所期の達成目標（令和４年度税制改正要望時）
①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和５年度）
（考え方）
６件／168 施設＋６件＝3.4%（令和４・５年度の投資が全て新設の場合）
６件／168 施設＝3.6%（令和４・５年度の投資が全て増設の場合）
※施設数は沖縄県調べによる実績。

②事業認定要件で定める基準値の達成状況
※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。
・本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均 55%
・本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5%
・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後２年度目の平均増加率：0.66%（1 年度目 0.33%）
・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後２年度目の平均増加率：0.66%（１年度目 0.33%）
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理　　由</td>
<td>〇所期の達成目標の達成状況
①県内の対象施設等における事業認定申請率：
１件／173 施設＝0.6%（令和５年度）
（考え方）
令和５年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全 173 施設。
※施設数は沖縄県調べによる実績。

（補足）
令和３年度に当要望書を提出した時点では、令和５年度末までの２年延長を要望していたところ、結果的には３年延長となっており、「所期の達成目標」における最終年度と本税制の期限年度にずれが生じている。
※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える。

〇目標未達の理由
令和３年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。
しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、令和２年度には前年度比（▲８割減（約 14 億円））と大きく落ち込み、令和３年度から令和５年度までにおいても約 30 億円と、令和元年度の５割程度の低い水準で推移している。観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。

沖縄振興開発金融公庫　宿泊施設(設備)に係る貸付実績
R 元年度　R２年度　R３年度　R４年度　R５年度
件数　80 件　53 件　27 件　31 件　47 件
貸付額　7,249 百万円　1,386 百万円　3,408 百万円　3,099 百万円　3,065 百万円
【沖縄振興開発金融公庫　業務統計年報より】</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">これまでの要望経緯</td>
<td>平成 10 年度　観光振興地域制度を創設
平成 14 年度　観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和
平成 19 年度　観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加）
平成 24 年度　観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設
平成 26 年度　観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和
平成 29 年度　観光地形成促進地域制度に係る対象施設から９施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）
令和元年度　２年間延長
令和３年度　１年間延長
令和４年度　３年間延長等(県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し)</td>
</tr>
</table>